

東遠カルチャーパーク総合体育館条例（行革審見直し案）

平成17年12月22日

掛川市条例第230号

改正 平成18年3月24日掛川市条例第7号 平成18年3月24日掛川市条例第17号

平成18年12月22日掛川市条例第50号 平成23年10月5日掛川市条例第24号

東遠カルチャーパーク総合体育館条例（平成17年掛川市条例第169号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、東遠カルチャーパーク総合体育館の設置、管理等に関し、**管理者を市長とし**必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 東遠圏域におけるスポーツの振興及び健康増進を図るため、東遠カルチャーパーク総合体育館（以下「体育館」という。）を掛川市大池2250番地に設置する。

~~（開館時間等）~~

~~第3条 体育館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。~~

（体育館の管理）

第4条 体育館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて ~~教育委員会~~**市長**が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

また、施設を分割し、複数の指定管理者を指定することを妨げない。

2 前項の規定により指定管理者が行う体育館の管理の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 体育館の使用の許可に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の運営に関し ~~教育委員会~~**市長**が必要と認める業務
- (4) 体育館の開館時間及び休館日の決定**
- (5) 施設利用料金の決定**

（使用の許可）

第5条 体育館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、体育館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

（使用の不許可）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 体育館の管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、体育館の使用を不相当と認められるとき。

（使用の許可の取消し等）

第7条 指定管理者は、体育館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

- (1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第8条 使用者は、指定管理者に対し、体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、~~あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。~~ほか、指定管理者が独自に設定できる利用料金については、~~あらかじめ事業計画書に定め、指定管理者選定委員会の決定において承認されるものとする。~~

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、~~あらかじめ教育委員会が定める基準に従い、指定管理者が提出する事業計画書に従い、~~利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、~~あらかじめ教育委員会が~~事業計画書に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手續)

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他~~教育委員会~~規則で定める書類を添付して~~教育委員会~~市長に提出しなければならない。

2 ~~教育委員会~~市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用及びサービスの向上を図るものであること。

(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の~~縮減を図ることが~~できるものであること。~~と収入との差額を相殺すること、~~或いは施設運営権利金（指定管理者の主体性に基づいて運営する権利に対する対価）を市長に対して支払うことを目標とするものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他~~教育委員会~~市長の定めるところに従い、体育館の管理を行わなければならない。

第13条 削除

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、~~教育委員会~~規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第11条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行前に改正前の東遠カルチャーパーク総合体育館条例（以下「旧条例」という。）の規定により~~教育委員会~~市長がした許可その他の行為（新条例第4条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）がした許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際旧条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為（新条例第4条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月24日掛川市条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日掛川市条例第17号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日掛川市条例第50号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月5日掛川市条例第24号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例（以下「新条例」という。）第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第8条関係）
1 施設利用料金
(1) アリーナ

(単位：円)

区 分		使用時間		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時まで	午後4時 から午後 6時まで	午後6時 から午後 9時まで	
		全面	一般	4,800	4,800	3,200	4,800	
アマチュア スポーツに 使用する 場合	入場料を 徴収する 場合	全面	一般	4,800	4,800	3,200	4,800	
			高校生以下	2,400	2,400	1,600	2,400	
		4分の 3面	一般	3,600	3,600	2,400	3,600	
			高校生以下	1,800	1,800	1,200	1,800	
		半面	一般	2,400	2,400	1,600	2,400	
			高校生以下	1,200	1,200	800	1,200	
		4分の 1面	一般	1,200	1,200	800	1,200	
			高校生以下	600	600	400	600	
		入場料を 徴収する 場合	2,000未満		14,400	14,400	9,600	14,400
			2,000以上3,000未満		16,800	16,800	11,200	16,800
	3,000以上4,000未満		19,200	19,200	12,800	19,200		
	4,000以上		24,000	24,000	16,000	24,000		
	控室 1		1時間につき300					
	控室 2		1時間につき300					
	控室 4		1時間につき300					
	商業 官能的 使用する 場合	入場料を 徴収する 場合	全面	一般	12,000	12,000	8,000	12,000
高校生以下				6,000	6,000	4,000	6,000	
4分の 3面			一般	9,000	9,000	6,000	9,000	
			高校生以下	4,500	4,500	3,000	4,500	
半面			一般	6,000	6,000	4,000	6,000	
			高校生以下	3,000	3,000	2,000	3,000	
4分の 1面			一般	3,000	3,000	2,000	3,000	
			高校生以下	1,500	1,500	1,000	1,500	
入場料を 徴収する 場合			2,000未満		36,000	36,000	24,000	36,000
			2,000以上3,000未満		42,000	42,000	28,000	42,000
		3,000以上4,000未満		48,000	48,000	32,000	48,000	
		4,000以上		60,000	60,000	40,000	60,000	
控室 1		1時間につき750						
控室 2		1時間につき750						
控室 4		1時間につき750						

(2) 武道場

(単位：円)

区 分		使用時間		午前9時 から 午後 まで	午後1時 から 午後 まで	午後4時 から 午後 まで	午後6時 から 午後 まで
		全面	一般				
アマチュアスポーツ等に 使用する場合	全面	一般		1,800	1,800	1,200	1,800
		高校生以下		900	900	600	900
	半面	一般		900	900	600	900
		高校生以下		450	450	300	450
商業宣伝、営業目的等に 使用する場合	全面		4,500	4,500	3,000	4,500	
	半面		2,250	2,250	1,500	2,250	

(3) 弓道場

(単位：円)

区 分			使用時間		午前9時 から 午後 まで	午後1時 から 午後 まで	午後4時 から 午後 まで	午後6時 から 午後 まで
			全面	一般				
専用 使用	アマチュアスポーツ等に 使用する 場合	全面	一般		900	900	600	900
			高校生以下		450	450	300	450
		半面 (5立)	一般		500	500	350	500
			高校生以下		250	250	200	250
	商業宣伝、営業目的等に 使用する場合	全面		2,250	2,250	1,500	2,250	
		半面 (5立)		1,250	1,250	850	1,250	
個人 使用	一般		3時間につき100					
	高校生以下		3時間につき50					
和室	アマチュアスポーツ等に使用する場合			1時間につき200				
	商業宣伝、営業目的等に使用する場合			1時間につき500				

(4) 研修室

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
非営利目的に使用する場合	全面	1時間 600
	半面	1時間 300
商業宣伝、営業目的等に使用する場合	全面	1時間 1,500
	半面	1時間 750

(5) プール・トレーニング室・スタジオ

(単位：円)

区 分	単 位	金 額	
プール	個人使用	一般	1回 500
		小・中学生	1回 200
		3歳以上	1回 100
	プログラム (受講料のみ)		30分 200
	専用使用 (1コース)	一般	1時間 3,000
		高校生以下	1時間 1,200

トレーニング室	大人（高校生以上）		1回	400
	小人（中学生）		1回	200
スタジオ	専用使用	アマチュアスポーツ等	1時間	600
		商業宣伝、営業目的等	1時間	1,500
	個人使用	プログラム（施設利用料金と受講料の合計額）	30分	600
			45分	700
60分			800	
共通回数券	100円利用券80枚綴り			6,000
	100円利用券36枚綴り			3,000
	100円利用券11枚綴り			1,000
	100円利用券			100
法人利用券（プール及びトレーニング室に限る。）	法人	1口1,000枚		300,000
		1口300枚		100,000
		1口150枚		50,000
	個人	1枚		400

2 照明設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
アリーナ	全面全点灯	1時間 1,400
	全面2分の1点灯	1時間 700
	半面全点灯	1時間 700
	半面2分の1点灯	1時間 350
	4分の1面全点灯	1時間 350
	4分の1面2分の1点灯	1時間 180
武道場	全面点灯	1時間 500
	半面点灯	1時間 250

3 冷暖房・空調設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
アリーナ	全面	1時間 5,000
	控室1	1時間 100
	控室2	1時間 100
	控室4	1時間 100
武道場	全面	1時間 1,000
スタジオ	全面	1時間 400
弓道場専用使用	全面	1時間 200
研修室	全面	1時間 200

4 備品利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
電光表示板	1 式	1,000
バスケットゴール	1 対	500
フットサルゴール	1 対	200
ハンドボールゴール	1 対	200
バレーボール用具	1 コート	200
バドミントン用具	1 コート	100
卓球台	1 台	100
テニス用具	1 コート	200
インディアカ用具	1 コート	100
トランポリン用具	1 台	300
トランポビクス	1 式	200
レクリエーション用具	1 種目 1 セット	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1 台	200

5 その他利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
メインアリーナ放送室	1 式	5,000
放送設備 (アリーナ・武道場・弓道場・研修室・スタジオ)	各 1 式	1,000
託児 (生後 6 月から就学前までの幼児)	1 人	300